## 多面的機能支払交付金 計事務に関するお知らせ~

透明性のある活動のために、適正な会計事務を行いましょう!

- ○通帳と印鑑はそれぞれ別の者が管理!
  - 一人で現金を扱うことができない環境を整えましょう。
- ○第三者が一連の会計事務を確認するタイミングを設ける!

複数人で通帳・金銭出納簿を確認し、担当者とは違う目線で一連の会計事務を 確認する体制を整えましょう。

○現金の引き出しは、実績確定後に行う!

事前に引き出すと、急遽参加できなくなった人がいた場合等に現金を管理する 必要が生じるため、実績が確定した後に引き出すようにしましょう。

○日当の支払いには押印ではなくサインをもらう(推奨)

以前は押印推奨でしたが、印鑑を手に入れやすい時代となったことから、日当を 支払う場合には受け取る人にサインをしてもらいましょう。

## 多面的機能支払交付金 ~年度末にかけてよくある質問~



今年度活動終期で、来年からまた活動する予定。 交付金の持越しはできますか?

今年度活動終期でも、農地維持・共同については来年度の使用予定に 基づき、3割を上限に持越しすることができます。長寿命化の残金は 返還になります。





今年度で多面の活動をやめる予定。何か注意しておくことはありますか?

活動終了時点の残金は返還することになりますが、実際に返還するのは 令和7年の2月あたりになるため、残金を管理する負担が生じます。 このため、残金が「0」となるように活動されることをお勧めします。





どうしても使い切れず、残金が出た場合はいつ返還すればいいのですか?

返還の手続きは、実績報告の時点からほぼ1年後の2月~3月になり ます。市町から納入通知書が届いたら、残金(返還金)を入金して ください。実績報告時点から返還までは、通帳残高を常に残金(返還金) 以上になるよう注意してください。誤って使ってしまいそうな場合は 別通帳を作成してもいいです。



